



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年7月7日（金） 第10115号

目次

	ページ
告 示	
○個人の県民税に係る控除対象寄附金等の指定の告示の一部改正（税務課）	2
○保安林予定森林（森林保全課）	7
○同	8
○同	8
公 告	
○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）	9
○同	10
○同	11
落 札	
○落札者等の決定（業務プロセス改革課）	11

■ 告 示

◎群馬県告示第189号

個人の県民税に係る控除対象寄附金等の指定の告示（平成20年群馬県告示第479号）の一部を次のように改正する。

令和5年7月7日

群馬県知事 山 本 一 太

1の項の表条例第37条の3第1項第7号に掲げる寄附金の部前橋市の項中

公益社団法人群馬県視覚障害者福祉協会に対する寄附金
公益社団法人群馬県鍼灸マッサージ師会に対する寄附金

を

公益社団法人群馬県視覚障害者福祉協会に対する寄附金
公益社団法人群馬県柔道整復師会に対する寄附金
公益社団法人群馬県助産師会に対する寄附金
公益社団法人群馬県鍼灸マッサージ師会に対する寄附金

に、

公益社団法人群馬県青果物生産出荷安定基金商会に対する寄附金
公益社団法人群馬県柔道整復師会に対する寄附金
公益社団法人群馬県畜産協会に対する寄附金

を

公益社団法人群馬県青果物生産出荷安定基金商会に対する寄附金
公益社団法人群馬県畜産協会に対する寄附金

に、

公益社団法人前橋積善会に対する寄附金
公益社団法人群馬県助産師会に対する寄附金
公益財団法人尾瀬保護財団に対する寄附金

を

公益社団法人前橋積善会に対する寄附金
公益財団法人尾瀬保護財団に対する寄附金

に、

公益財団法人金井梅次郎育英基金に対する寄附金
公益財団法人群馬銀行環境財団に対する寄附金

を

公益財団法人金井梅次郎基金に対する寄附金
公益財団法人桑の弓育英会に対する寄附金
公益財団法人群馬銀行環境財団に対する寄附金

に、

公益財団法人老年病研究所に対する寄附金

公益財団法人桑の弓育英会に対する寄附金

を

公益財団法人老年病研究所に対する寄附金

に改め、同部高崎市の項中

公益財団法人山田文庫に対する寄附金

を

公益財団法人山田文庫に対する寄附金
公益財団法人NEXUSスポーツ振興財団に対する寄附金

に改め、同部渋川市の項中

公益社団法人渋川市シルバー人材センターに対する寄附金
公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団に対する寄附金

を

公益社団法人渋川市シルバー人材センターに対する寄附金
公益財団法人渋川市まちづくり財団に対する寄附金
公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団に対する寄附金

に、

公益財団法人竹久夢二伊香保記念館に対する寄附金
公益財団法人渋川市まちづくり財団に対する寄附金

を

公益財団法人竹久夢二伊香保記念館に対する寄附金

に改め、同表条例第37条の3第1項第8号

に掲げる寄附金の部前橋市の項中

学校法人一隅学園に対する寄附金
学校法人いまい学園に対する寄附金
学校法人大出学園に対する寄附金
学校法人亀井学園に対する寄附金
学校法人恵光学園に対する寄附金
学校法人共愛学園に対する寄附金
学校法人小林学園に対する寄附金

を

学校法人蒼羽藝術学園に対する寄附金
学校法人一隅学園に対する寄附金
学校法人いまい学園に対する寄附金
学校法人恵光学園に対する寄附金
学校法人大出学園に対する寄附金
学校法人亀井学園に対する寄附金
学校法人共愛学園に対する寄附金
学校法人群馬総合カレッジに対する寄附金
学校法人国際中央学園に対する寄附金

に、

学校法人小林学園に対する寄附金

「

学校法人関口学園に対する寄附金
学校法人蒼羽藝術学園に対する寄附金
学校法人大乗学園に対する寄附金

」

を

「

学校法人関口学園に対する寄附金
学校法人大乗学園に対する寄附金

」

に、

「

学校法人宝林学園に対する寄附金
学校法人群馬総合カレッジに対する寄附金
学校法人森本学園に対する寄附金

」

を

「

学校法人宝林学園に対する寄附金
学校法人森本学園に対する寄附金

」

に、

「

学校法人冷泉学園に対する寄附金
学校法人国際中央学園に対する寄附金
準学校法人有坂中央学園に対する寄附金

」

を

「

学校法人冷泉学園に対する寄附金
準学校法人有坂中央学園に対する寄附金

」

に改め、同部高崎市の項中

「

学校法人如意輪学園に対する寄附金
学校法人福島学園に対する寄附金

」

を

「

学校法人如意輪学園に対する寄附金
学校法人平方学園に対する寄附金
学校法人福島学園に対する寄附金

」

に、

「

学校法人和田学園に対する寄附金
学校法人平方学園に対する寄附金
準学校法人中央総合学園に対する寄附金

」

を

「

学校法人和田学園に対する寄附金
準学校法人中央総合学園に対する寄附金

」

に改め、同表条例第37条の3第1項第9号

に掲げる寄附金の部前橋市の項中

「

社会福祉法人芳善会に対する寄附金
社会福祉法人前橋あそか会に対する寄附金

」

を

- 「
社会福祉法人芳善会に対する寄附金
社会福祉法人ほたか会に対する寄附金
社会福祉法人前橋あそか会に対する寄附金
」に、
- 「
社会福祉法人若宮会に対する寄附金
社会福祉法人ほたか会に対する寄附金
」を
- 「
社会福祉法人若宮会に対する寄附金
」に改め、同部高崎市の項中
- 「
社会福祉法人国府会に対する寄附金
社会福祉法人三宝会に対する寄附金
」を
- 「
社会福祉法人国府会に対する寄附金
社会福祉法人さくら会に対する寄附金
社会福祉法人三宝会に対する寄附金
」に、
- 「
社会福祉法人若葉福祉会に対する寄附金
社会福祉法人さくら会に対する寄附金
」を
- 「
社会福祉法人若葉福祉会に対する寄附金
」に改め、同部桐生市の項中
- 「
社会福祉法人仁田山親和会に対する寄附金
社会福祉法人ひまわり会に対する寄附金
」を
- 「
社会福祉法人仁田山親和会に対する寄附金
社会福祉法人ビハーラに対する寄附金
社会福祉法人ひまわり会に対する寄附金
」に、
- 「
社会福祉法人わたらせ会に対する寄附金
社会福祉法人ビハーラに対する寄附金
」を
- 「
社会福祉法人わたらせ会に対する寄附金
」に改め、同部太田市の項中
- 「
社会福祉法人愛光会に対する寄附金
社会福祉法人愛和会に対する寄附金
」を
- 「
社会福祉法人愛光会に対する寄附金
社会福祉法人愛心会に対する寄附金
社会福祉法人愛和会に対する寄附金
」に、

「 社会福祉法人和合会に対する寄附金 社会福祉法人愛心会に対する寄附金 」	を
「 社会福祉法人和合会に対する寄附金 」	に改め、同部安中市の項中
「 社会福祉法人美山会に対する寄附金 社会福祉法人横野すみれ会に対する寄附金 」	を
「 社会福祉法人美山会に対する寄附金 社会福祉法人築瀬福祉会に対する寄附金 社会福祉法人横野すみれ会に対する寄附金 」	に、
「 社会福祉法人和光会に対する寄附金 社会福祉法人築瀬福祉会に対する寄附金 」	を
「 社会福祉法人和光会に対する寄附金 」	に改め、同部みどり市の項中
「 社会福祉法人ことぶき会に対する寄附金 社会福祉法人清鳳会に対する寄附金 」	を
「 社会福祉法人ことぶき会に対する寄附金 社会福祉法人咲福祉会に対する寄附金 社会福祉法人清鳳会に対する寄附金 」	に、
「 社会福祉法人ラ・クールに対する寄附金 社会福祉法人咲福祉会に対する寄附金 」	を
「 社会福祉法人ラ・クールに対する寄附金 」	に改め、同部北群馬郡榛東村の項中
「 社会福祉法人榛東村社会福祉協議会に対する寄附金 」	を
「 社会福祉法人榛東村社会福祉協議会に対する寄附金 社会福祉法人みらいに対する寄附金 」	に改め、同部邑楽郡邑楽町の項中
「 社会福祉法人邑楽町社会福祉協議会に対する寄附金 社会福祉法人邑友会に対する寄附金 」	を
「 社会福祉法人邑友会に対する寄附金 社会福祉法人邑楽町社会福祉協議会に対する寄附金 」	に改める。

2の項の表高崎市の項中

特定非営利活動法人ソフトボール・ドリーム	令和4年2月16日から令和9年2月15日まで
特定非営利活動法人難聴者支援センター	令和元年10月1日から令和6年9月30日まで
特定非営利活動法人ハートフル	平成26年7月16日から令和元年7月15日まで
特定非営利活動法人放射線医療国際協力推進機構	令和4年12月1日から令和9年11月30日まで
特定非営利活動法人ヘルスプロモーションセンター	令和元年10月1日から令和6年9月30日まで
特定非営利活動法人中日本P C I研究会	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

を

特定非営利活動法人ソフトボール・ドリーム	令和4年2月16日から令和9年2月15日まで
特定非営利活動法人中日本P C I研究会	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
特定非営利活動法人難聴者支援センター	令和元年10月1日から令和6年9月30日まで
特定非営利活動法人ハートフル	平成26年7月16日から令和元年7月15日まで
特定非営利活動法人ヘルスプロモーションセンター	令和元年10月1日から令和6年9月30日まで
特定非営利活動法人放射線医療国際協力推進機構	令和4年12月1日から令和9年11月30日まで

に改める。

◎群馬県告示第190号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和5年7月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 保安林予定森林の所在場所 高崎市箕郷町善地字天平1953の1、1965の1、1967の1、1971の2、字葦之沢2027、倉渕町水沼字地蔵峠3208の6、3208の97、3208の109、字三角3208の11、3208の12、3208の14、3208の100、3208の103、3208の105、安中市松井田町上増田字室ノ木392乙、398から400まで、403甲、404、405の1、405の2、

松井田町北野牧字西18436から18440まで、18441の甲、18458の1、18458の4、18460、18462

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

安中市松井田町上増田字室ノ木392乙、398から400まで、403甲、404、405の1、405の2、松井田町北野牧字西18436から18440まで、18441の甲、18458の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第191号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和5年7月7日

群馬県知事 山本 一 太

1 保安林予定森林の所在場所 高崎市吉井町塩字陣見ヶ入770の1、榛名山町字樽ノ沢386の1、十文字町字群馬1272

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び高崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第192号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予

定である旨の通知があった。

令和5年7月7日

群馬県知事 山本 一 太

1 (1) 保安林予定森林の所在場所 吾妻郡東吾妻町大字植栗字中畝2794の1、長野原町大字羽根尾字宮原39、44、字羽根尾283、中之条町大字四万字君ノ尾694の1、694の2、697、710から712まで

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

吾妻郡東吾妻町大字植栗字中畝2794の1（次の図に示す部分に限る。）、長野原町大字羽根尾字宮原39、44、字羽根尾283、中之条町大字四万字君ノ尾694の1・710・712（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、694の2、697、711

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所 吾妻郡中之条町大字横尾字八幡502の2、503、504、519の1、嬭恋村大字鎌原字欠ノ鼻87の1から87の3まで、大字芦生田字川原552の3、615の1、615の2、616の1、618、619、甲620、乙620、621、622の1、字中反623、大字三原字芦生田川原1458の4

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年7月7日

群馬県知事 山本 一 太

	理 事			
--	-----	--	--	--

土地改良区名	監事 の別	区 分	役 員 氏 名	住 所
中之条沢田用水	理 事	再 任	大前峰	吾妻郡中之条町大字中之条町367番地
	同	同	小板橋幸男	同 同 同 1811番地
	同	同	田村洋一	同 同 同 1923番地3
	同	同	唐澤巳幸	同 同 大字西中之条532番地
	同	同	田村和昭	同 同 大字折田488番地
	同	同	関芳宜	同 同 同 750番地
	同	新 任	田村勉	同 同 大字中之条町290番地
	同	退 任	塩谷喜四郎	同 同 同 296番地1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年7月7日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	理 事 監 事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
美野原	理 事	再 任	田村千昭	吾妻郡中之条町大字五反田363番地2
	同	同	唐沢昇	同 同 同 1238番地4
	同	同	福田瑞穂	同 同 大字折田900番地1
	同	同	山本隆雄	同 同 大字下沢渡1574番地
	同	同	関宏久	同 同 大字四万1482番地
	同	新 任	鈴木幸一	同 同 大字西中之条745番地
	同	同	齊藤佳示	同 同 大字五反田2635番地
	同	同	星野和司	同 同 大字折田122番地
	同	同	小淵憲一	同 同 同 1060番地
	同	同	山田明宏	同 同 大字四万564番地
	同	退 任	篠原利夫	同 同 大字西中之条487番地1
	同	同	福田英二	同 同 大字五反田2334番地2
	同	同	田村幸一	同 同 大字折田464番地
	同	同	齋藤洋行	同 同 同 1167番地
	同	同	山田力夫	同 同 大字四万564番地

	監 事	再 任	唐沢清治	同 同	大字五反田1673番地1
	同	新 任	唐澤豊	同 同	大字西中之条613番地
	同	同	本多守	同 同	大字下沢渡甲422番地
	同	退 任	高橋博	同 同	同 562番地2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年7月7日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	理 事 監 事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
青山市城	監 事	再 任	塩ノ谷真次	吾妻郡中之条町大字青山397番地
	同	新 任	宮崎藤夫	同 同 大字横尾2546番地2
	同	同	狩野守	同 同 大字市城372番地
	同	退 任	中澤一雄	同 同 同 386番地

■ 落 札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和5年7月7日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 マイナンバーカード申請促進キャンペーンに係る特典（クオカード1万円券） 6,800枚
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県知事戦略部業務プロセス改革課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年4月28日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社クオカード 東京都中央区日本橋本町2-4-1 日本橋本町東急ビル内
- 5 随意契約に係る契約金額 68,000,770円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
